「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までの納付額全額が社会保険料控除の対象です。

控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

国民年金保険料の納付を証明するための書類として、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されますが、国民年金保険料を納付した時期によって発送時期が異なります。

送付された控除証明書は大切に保管し、年末調整や確定申告の際には必ず控除証明書（または領収証書）を添付してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会や、控除証明書を紛失した方は、本人のマイナンバーもしくは基礎年金番号をご用意の上、お問い合わせください。

※e-Taxで利用できる、控除証明書電子データの送付もしています。郵送よりも早く受け取ることができます。

※ご家族の国民年金保険料を支払っている場合も控除が受けられます。

▼発送時期

【1月1日から9月30日までの間に納付した方】

10月下旬から11月上旬にかけて順次発送

【10月1日から12月31日までの間に納付した方】

令和9年2月上旬から順次発送

▼問い合わせ

・ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004（ナビダイヤル）

☎03-6630-2525（050で始まる電話の場合）

月～金曜日　午前8時30分～午後7時

第2土曜日　午前9時30分～午後4時

※土・日曜日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。



控除証明書電子データ送付サービス専用ページ

消費生活相談だより

訪問購入トラブルにご注意!!

年々、訪問購入に関する消費者トラブルが増え、特に年末になると多発する傾向があります。

訪問購入の業者から電話があり、来訪を承諾すると思わぬトラブルに遭う場合があります。

▼相談事例

◎電話で「リサイクルショップを開業したばかりで、お皿一枚でも良いので売ってほしい」と言われて来訪を承諾したが、「貴金属はないか」としつこく聞かれた。

◎電話で「被災して困っている人たちのために食器でも洋服でも良いから寄付してほしい」と言われた。役所からの電話と思い来訪を承諾したが、不安になった。

◎玄関先で売却をしつこく勧誘されて家に上げたが、長く居座られて、個人情報もいろいろ聞かれた。

◎来訪した買い取り業者に、強引に金の指輪を安く買い取られた。後悔して、翌々日、クーリング・オフしようとしたところ、もうよそに売ってしまったと言われた。

▼アドバイス

◎購入業者からの電話はすぐに切り、来訪は断りましょう。

◎突然訪問してきた購入業者は家に上げないようにしましょう。

◎家に上げたら帰ってもらうのは困難です。大きな物を売りたくて来訪してもらう場合は、3人以上で対応し、契約書を受け取りましょう。

◎不用品を売りたいときは、自分でショップに持ち込みましょう。

◎不審に思ったときは、消費生活相談窓口へご相談ください。

〈参考：国民生活センター・消費者庁〉

▼問い合わせ

①まち未来創造課　消費生活相談窓口

毎週月・水曜日

午前10時～正午、午後1時～5時

リモート相談もぜひご利用ください！

毎週火・木曜日（要予約）

☎68-2211（内線246）

②茨城県消費生活センター

平日と日曜日（日曜日は電話のみ）

午前9時～午後5時

（日曜日は4時まで）

☎029-225-6445

③国民生活センター（消費者ホットライン）

土・日曜日、祝日

午前9時～午後4時

☎188（いやや！）

※近隣の他の市町村へのご相談はご遠慮ください。